

別記 (四)

解決條件

- (1) 事件解決ニ至ル間ニ於テ工ノ收入其他ノ責任ハ同工場主ノ使用人トシテ責任ヲ持ツ事
 - (2) 従来ノ職工ニ関シテハ従前通ク協約ヲ履行スルコト
 - (3) 借入金割値下ノ一割値下ヲ為ス事
 - (4) 工場主変更スルニ協約通ク承諾ス
 - (5) 休業年当ハ合同ニ限リ協約ニ不拘職工一日八十錢 徒勞一日五十錢トスルコト 但シ八月ニシテハ十一月迄ノ介リ月末ニ支給ス
- 筆談若用ハ寄附金トシテ工場主ヲ提供スルモノ労働者側ハ其ノ多寡ヲ論セザル事。

勞秘第百七十八號

昭和四年九月四日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達 謙 藏

社會局長 官 殿

府縣長 官 殿

殿 殿 殿 (大阪 神奈川)

4.9.7
732

村井友禪 漆物工場労働者議ニ関スル件 (第二報)

要旨 給與シ八月三十日解決ス

標記工場労働者議ニ就テハ既報ノ處 客月二十八日工場主ハ組合代表者 出口小一郎ヲ召致シ 協議費用